

<新旧対照表> 第4版（令和4年10月14日）

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

※参考等の法令改正は引用先となる「発翰番号」「表題」のみ掲載します。

(旧版) 第3版(令和2年12月18日)	(新版) 第4版(令和4年10月14日)
[表記・用語の統一 (例:職場→事業所 など)] ※旧版から新版への変更にあたり、「表記・用語の統一」は行っていません。	

(旧版) 第3版(令和2年12月18日)			(新版) 第4版(令和4年10月14日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
目次		IV 関係法令等 115 (略) 5 酸素欠乏症等防止規則 (抄) <u>142</u> 6 特定化学物質障害予防規則 (抄) <u>144</u> 7 機械等検定規則 (抄) <u>151</u> 8 安全衛生特別教育規程 (抄) <u>154</u> 9 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置構造規格 <u>155</u> 10 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置の接続及び使用の安全基準に関する技術上の指針 <u>162</u>	目次		IV 関係法令等 115 (略) 5 酸素欠乏症等防止規則 (抄) <u>143</u> 6 特定化学物質障害予防規則 (抄) <u>146</u> 7 機械等検定規則 (抄) <u>153</u> 8 安全衛生特別教育規程 (抄) <u>156</u> 9 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置構造規格 <u>157</u> 10 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置の接続及び使用の安全基準に関する技術上の指針 <u>164</u>
78	11～12 行目	<u>但し、令和4年3月31日までの間は、経過措置として作業主任者の選任を要しません。</u>	78		(左記を削除)
131	3行目	最終改正：令和2年3月31日厚生労働省令第66号	131	3～4 行目	最終改正：令和4年4月15日厚生労働省令第82号 〈施行日：令和5年4月1日〉
137	2行目 以降	第585条 事業者は、次の場所には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。	137	2行目 以降	第585条 事業者は、次の場所に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。
137	12～13 行目	② 労働者は、前項の規定により立入りを禁止された場所には、みだりに立ち入ってはならない。	137	14～15 行目	2 前項の規定により立入りを禁止された場所の周囲において作業に従事する者は、当該場所には、みだりに立ち入ってはならない。
137	下から 13行目		137	下から 12行目	2 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具について、備えておくこと等によりこれらを使用することができるようにする必要がある旨を周知させなければならない。

(旧版) 第3版(令和2年12月18日)			(新版) 第4版(令和4年10月14日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
137	下から 9行目 以降	② 事業者は、前項の業務に従事する労働者に 耳栓その他の保護具の使用を命じたときは、 遅滞なく、当該保護具を使用しなければなら ない旨を、作業中の労働者が容易に知ること ができるよう、見やすい場所に掲示しなければ ならない。	137	下から 6行目 以降	2 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負 わせるときは、当該請負人に対し、耳栓その他の保 護具について、備えておくこと等によりこれらを使 用することができるようにする必要がある旨を周 知させなければならない。 3 事業者は、第1項の業務に従事する労働者に耳 栓その他の保護具の使用を命じたときは、遅滞なく 当該保護具を使用しなければならない旨を、作業中 の労働者が容易に知ることができるよう、見やすい 場所に掲示しなければならない。 4 事業者は、第2項の請負人に耳栓その他の保護 具を使用する必要がある旨を周知させたときは、遅 滞なく当該保護具を使用する必要がある旨を、見や すい場所に掲示しなければならない。
139	3行目	最終改正：令和2年6月15日厚生労働省令 第128号	139	3～4 行目	最終改正：令和4年4月15日厚生労働省令 第82号 〈施行日：令和5年4月1日〉
140	7行目 以降	(臨時の粉じん作業を行う場合等の適用除 外) 第7条 第4条及び第3条の規定は、次の各 号のいずれかに該当する場合であつて、当該 特定粉じん作業に従事する労働者に有効な呼 吸用保護具(別添第3第1号の2又は第2号 の2に掲げる作業に労働者を従事させる場合 にあつては、電動ファン付き呼吸用保護具に 限る。)を使用させたときは、適用しない。 1 臨時の特定粉じん作業を行う場合 2 同一の特定粉じん発生源に係る特定粉じ ん作業を行う期間が短い場合 3 同一の特定粉じん発生源に係る特定粉じ ん作業を行う時間が短い場合	140	8行目 以降	(臨時の粉じん作業を行う場合等の適用除 外) 第7条 第4条及び前三条の規定は、次の各 号のいずれかに該当する場合であつて、 <u>事業 者が</u> 、当該特定粉じん作業に従事する労働者 に対し、有効な呼吸用保護具(別表第3第1 号の2又は第2号の2に掲げる作業を行う場 合にあつては、電動ファン付き呼吸用保護具 に限る。 <u>以下この項において同じ。</u>)を使用さ せたとき(当該特定粉じん作業の一部を請負 人に請け負わせる場合にあつては、当該特定 粉じん作業に従事する労働者に対し、有効な 呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人 に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要 がある旨を周知させたとき)は、適用しない。 1 臨時の特定粉じん作業を行う場合 2 同一の特定粉じん発生源に係る特定粉じ ん作業を行う期間が短い場合 3 同一の特定粉じん発生源に係る特定粉じ ん作業を行う時間が短い場合

(旧版) 第3版(令和2年12月18日)			(新版) 第4版(令和4年10月14日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
		② 第5条から前条までの規定は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該粉じん作業に従事する労働者に <u>有効な呼吸用保護具（別表第3第3号の2に掲げる作業に労働者を従事させる場合にあつては、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。）</u> を使用させたときは、適用しない。			<u>第5条から前条までの規定は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、事業者が、当該粉じん作業に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具（別表第3第3号の2に掲げる作業を行う場合にあつては、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。以下この項において同じ。）を使用させたとき（当該粉じん作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、当該粉じん作業に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させたとき）は、適用しない。</u>
140	下から7行目	② 事業者は、前項の休憩設備には、労働者が作業衣等に付着した粉じんを除去することのできる用具を備え付けなければならない。 ③ 労働者は、粉じん作業に従事したときは、第1項の休憩設備を利用する前に作業衣等に付着した粉じんを除去しなければならない。	140	最下段以降	<u>第2条</u> 事業者は、前項の休憩設備には、労働者が作業衣等に付着した粉じんを除去することのできる用具を備え付けなければならない。 <u>第3条</u> 粉じん作業に従事した者は、第1項の休憩設備を利用する前に作業衣等に付着した粉じんを除去しなければならない。
140		(右記を追加)	141	4行目以降	(揭示) <u>第23条の2</u> 事業者は、粉じん作業に労働者を従事させるときは、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。 <u>1</u> 粉じん作業を行う作業場である旨 <u>2</u> 粉じんにより生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状 <u>3</u> 粉じん等の取扱い上の注意事項 <u>4</u> 次に掲げる場合にあつては、有効な呼吸用保護具を使用しなければならない旨及び使用するべき呼吸用保護具 イ 第7条第1項の規定により第4条及び第6条の2から第6条の4までの規定が適用されない場合 ロ 第7条第2項の規定により第5条から第6条の4までの規定が適用されない場合 ハ 第8条の規定により第4条の規定が適用されない場合

(旧版) 第 3 版(令和 2 年 12 月 18 日)			(新版) 第 4 版(令和 4 年 10 月 14 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
					<u>ニ 第 9 条第 1 項の規定により第 4 条の規定が適用されない場合</u> <u>ホ 第 24 条第 2 項ただし書の規定により清掃を行う場合</u> <u>ヘ 第 26 条の 3 第 1 項の場所において作業を行う場合</u> <u>ト 第 27 条第 1 項の作業を行う場合（第 7 条第 1 項各号又は第 2 項各号に該当する場合及び第 27 条第 1 項ただし書の場合を除く。）</u> <u>チ 第 27 条第 3 項の作業を行う場合（第 7 条第 1 項各号又は第 2 項各号に該当する場合を除く。）</u>
140	下から 2 行目 以降	（清掃の実施） （略） <u>② 事業者は、粉じん作業を行う屋内作業場の床、設備等及び前条第 1 項の休憩設備が設けられている場所の床等（屋内のものに限る。）については、たい積した粉じんを除去するため、1 月以内ごとに 1 回、定期的に、真空掃除機を用いて、又は水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて清掃を行わなければならない。ただし、粉じんの飛散しない方法により清掃を行うことが困難な場合で当該清掃に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させたときは、その他の方法により清掃を行うことができる。</u>	141	下から 9 行目 以降	（清掃の実施） （略） <u>2 事業者は、粉じん作業を行う屋内作業場の床、設備等及び第 23 条第 1 項の休憩設備が設けられている場所の床等（屋内のものに限る。）については、たい積した粉じんを除去するため、1 月以内ごとに 1 回、定期的に、真空掃除機を用いて、又は水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて清掃を行わなければならない。ただし、粉じんの飛散しない方法により清掃を行うことが困難な場合において、当該清掃に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具を使用させたとき（当該清掃の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、当該清掃に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させたとき）は、その他の方法により清掃を行うことができる。</u>
141	8 行目 以降	（呼吸用保護具の使用） 第 27 条 事業者は、別表第 3 に掲げる作業（次項に規定する作業を除く。）に労働者を従事させる場合（第 7 条第 1 項各号又は第 2 項各号に該当する場合を除く。）にあつては、当該作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護	142	2 行目 以降	（呼吸用保護具の使用） 第 27 条 事業者は、別表第 3 に掲げる作業（第 3 項）に労働者を従事させる場合（第 7 条第 1 項各号又は第 2 項各号に該当する場合を除く。）にあつては、当該作業に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具（別表第 3

(旧版) 第3版(令和2年12月18日)			(新版) 第4版(令和4年10月14日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
		具（別表第3第5号に掲げる作業に労働者を従事させる場合にあつては、送気マスク又は空気呼吸器に限る。）を使用させなければならない。ただし、粉じんの発生源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置、粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備の設置等の措置であつて、当該作業に係る粉じんの発散を防止するために有効なものを講じたときは、この限りでない。 ②（省略） ③ 労働者は、第7条、第8条、第9条第1項、第24条第2項ただし書及び前項の規定により呼吸用保護具の使用を命じられたときは、当該呼吸用保護具を使用しなければならない。			第5号に掲げる作業を行う場合にあつては、送気マスク又は空気呼吸器に限る。次項において同じ。）を使用させなければならない。ただし、粉じんの発生源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置、粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備の設置等の措置であつて、当該作業に係る粉じんの発散を防止するために有効なものを講じたときは、この限りでない。 2 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせる場合（第7条第1項各号又は第2項各号に該当する場合を除く。）にあつては、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。ただし、前項ただし書の措置を講じたときは、この限りではない。 3～4（省略） 5 労働者は、第7条、第8条、第9条第1項、第24条第2項ただし書並びに本条第1項及び第3項の規定により呼吸用保護具の使用を命じられたときは、当該呼吸用保護具を使用しなければならない。
142	3～4 行目	最終改正：平成30年6月19日厚生労働省令第75号（右記に修正）	143	3～4 行目	最終改正：令和4年4月15日厚生労働省令第82号（施行日：令和5年4月1日）
142	最下段	② 事業者は、前項の規定により換気するときは、純酸素を使用してはならない。	143	最下段 以降	2 事業者は、酸素欠乏危険作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業に従事する間（労働者が当該作業に従事するときを除く。）、当該作業を行う場所の空气中の酸素の濃度を18パーセント以上に保つように換気すること等について配慮しなければならない。ただし、前項ただし書の場合は、この限りではない。 3 事業者は、前二項の規定により換気が行われるときは、純酸素を使用してはならない。

(旧版) 第3版(令和2年12月18日)			(新版) 第4版(令和4年10月14日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
143	5行目以降	② 労働者は、前項の場合において、空気呼吸器等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。	144	9行目以降	2 労働者は、前項の場合において、空気呼吸器等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。 3 事業者は、前条第2項の請負人に対し、同項ただし書の場合においては、空気呼吸器等を使用する必要がある旨を周知させなければならない。
143	13行目以降	② 事業者は、前項の場合において、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。 ③ 労働者は、第1項の場合において、要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。	144	下から13行目以降	2 事業者は、前項の場合において、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。 3 労働者は、第1項の場合において、要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。 4 事業者は、酸素欠乏危険作業の一部を請負人に請け負わせる場合で、酸素欠乏症等にかかつて転落するおそれのあるときは、当該請負人に対し、要求性能墜落制止用器具等を使用する必要がある旨を周知させなければならない。
143	下から3行目以降	② 第7条の規定は、前項第2号の空気呼吸器等について準用する。 ③ 労働者は、第1項第2号の場合において、空気呼吸器等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。	145	8行目以降	2 第7条の規定は、前項第2号の空気呼吸器等について準用する。 3 労働者は、第1項第2号の場合において、空気呼吸器等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。 4 事業者は、第1項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。 1 請負人が作業に従事する間(労働者が作業に従事するときを除く。)、作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を18パーセント以上に保つように換気すること等について配慮すること。 2 請負人に対し、空気呼吸器等を使用する必要がある旨を周知させること。
144	3行目	最終改正：令和2年4月22日労働省令第89号	146	3～4行目	最終改正：令和4年4月15日厚生労働省令第82号〈施行日：令和5年4月1日〉

(旧版) 第3版(令和2年12月18日)			(新版) 第4版(令和4年10月14日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
144	下から 11 行目	33 マンガン及びその化合物(<u>塩基性酸化マンガンを除く。</u>)	146	下から 11 行目	33 マンガン及びその化合物
144	下から 9 行目	(ぼろ等の処理) 第 12 条の2事業者は、特定化学物質（クロロホルム等及びクロロホルム等以外のものであつて別表第1第37号に掲げる物を除く。第22条第1項、第22条の2第1項、第25条第2項及び第3項並びに第43条において同じ。）により汚染されたぼろ、紙くず等については、労働者が当該特定化学物質により汚染されることを防止するため、 <u>ふた又は栓をした不浸透性の容器に納めておく等の措置を講じなければならない。</u>	146	下から 9 行目	(ぼろ等の処理) 第 12 条の2事業者は、特定化学物質（クロロホルム等及びクロロホルム等以外のものであつて別表第1第37号に掲げる物を除く。 <u>次項、第22条第1項、第22条の2第1項、第25条第2項及び第3項並びに第43条において同じ。）により汚染されたぼろ、紙くず等については、労働者が当該特定化学物質により汚染されることを防止するため、蓋又は栓をした不浸透性の容器に納めておく等の措置を講じなければならない。</u> <u>2 事業者は、特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、特定化学物質により汚染されたぼろ、紙くず等については、前項の措置を講ずる必要がある旨を周知させなければならない。</u>
145	3 行目 以降	(立入禁止措置) 第 24 条事業者は、 <u>次の作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。</u>	147	6 行目 以降	(立入禁止措置) 第 24 条事業者は、 <u>次の作業場に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示さなければならない。</u> <u>1 第1類物質又は第2類物質(クロロホルム等及びクロロホルム等以外のものであつて別表第1第37号に掲げる物を除く。第37条及び第38条の2において同じ。)を製造し、又は取り扱う作業場(臭化メチル等を用いて燻蒸作業を行う作業場を除く。)</u> <u>2 特定化学設備を設置する作業場又は特定化学設備を設置する作業場の以外の作業場で第3類物質等を合計100リットル以上取り扱うもの</u>

(旧版) 第3版(令和2年12月18日)			(新版) 第4版(令和4年10月14日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
145	下から 14行目 以降	1 <u>関係労働者以外の労働者がその貯蔵場所 に立ち入ることを防ぐ設備</u>	147	下から 4行目 以降	1 <u>当該屋内で作業に従事する者のうち貯蔵 に<u>関係する者以外の者</u>がその貯蔵場所に立 ち入ることを防ぐ設備</u>
146	7行目	4 タンクの内部において特別有機溶剤業務 に労働者が従事するときは、第38条の8に おいて準用する有機則第26条各号に定める 措置が講じられていることを確認すること。	148	下から 16行目	4 タンクの内部において特別有機溶剤業務 に労働者が従事するときは、第38条の8に おいて準用する有機則第26条各号 <u>(第2号、 第4号及び第7号を除く。)</u> に定める措置が講 じられていることを確認すること。
146	下から 14行目 以降	3 <u>労働者は、第1項の作業に従事したとき は、同項の休憩室にはいる前に、作業衣等に 付着した物を除去しなければならない。</u>	148	下から 2行目以 降	3 <u>第1項の作業に従事した者は、同項の休憩 室に入る前に、作業衣等に付着した物を除 去しなければならない。</u>
146	下から 6行目 以降	3 <u>労働者は、前項の身体の洗浄を命じられた ときは、その身体を洗浄しなければならな い。</u>	149	7行目 以降	3 <u>事業者は、第1項の作業の一部を請負人に 請け負わせるときは、当該請負人に対し、 身体が第1類物質又は第2類物質により汚染 されたときは、速やかに身体を洗浄し、汚 染を除去する必要がある旨を周知させなけれ ばならない。</u> 4 <u>労働者は、第2項の身体の洗浄を命じられ たときは、その身体を洗浄しなければなら ない。</u>
146	下から 4行目 以降	(喫煙等の禁止) 第38条の2 事業者は、第1類物質又は第 2類物質を製造し、又は取り扱う作業場で労 働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、 <u>かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に 表示しなければならない。</u> 2 <u>労働者は、前項の作業場で喫煙し、又は飲 食してはならない。</u>	149	12行目	(喫煙等の禁止) 第38条の2 事業者は、第1類物質又は第 2類物質を製造し、又は取り扱う作業場にお ける作業に従事する者の喫煙又は飲食につい て、禁止する旨を当該作業場の見やすい箇所 に表示することその他の方法により禁止する とともに、表示以外の方法により禁止したと きは、当該作業場において、喫煙又は飲食が 禁止されている旨を当該作業場の見やすい箇 所に表示しなければならない。 2 <u>前項の作業場において作業に従事する者 は、当該作業場で喫煙し、又は飲食してはな らない。</u>

(旧版) 第3版(令和2年12月18日)			(新版) 第4版(令和4年10月14日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
147	11 行目 以降	(右記の通り、2～5 を削除) <u>6 事業者は、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において当該金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該作業場についての第2項及び第4項の規定による測定の結果に応じて、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。</u> <u>7 事業者は、前項の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用させるときは、1年以内ごとに1回、定期に、当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。</u> <u>8 事業者は、第2項又は第4項の規定による測定を行つたときは、その都度、次の事項を記録し、これを当該測定に係る金属アーク溶接等作業の方法を用いなくなつた日から起算して3年を経過する日まで保存しなければならない。</u> <u>1 測定日時</u> <u>2 測定方法</u> <u>3 測定箇所</u> <u>4 測定条件</u> <u>5 測定結果</u> <u>6 測定を実施した者の氏名</u> <u>7 測定結果に応じて改善措置を講じたときは、当該措置の概要</u> <u>8 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使用させたときは、当該呼吸用保護具の概要</u> <u>9 事業者は、金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によつて容易に掃除できる構造のものとし、水洗等粉じんの飛散しない方法によつて、毎日1回以上掃除しなければならない。</u>	149	下から 6 行目 以降	<u>2～5 (省略)</u> <u>6 事業者は、金属アーク溶接等作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。</u> <u>7 (省略)</u> <u>8 事業者は、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において当該金属アーク溶接等作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、前項の測定の結果に応じて、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。</u> <u>9 事業者は、第7項の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用させるときは、1年以内ごとに1回、定期に、当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。</u> <u>10 (省略)</u> <u>11 (省略)</u> <u>12 労働者は、事業者から第5項又は第7項の呼吸用保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。</u>

(旧版) 第3版(令和2年12月18日)			(新版) 第4版(令和4年10月14日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
		<u>10 労働者は、事業者から第5項又は第6項の呼吸用保護具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。</u>			
149	下から 4行目 以降	<u>2 前項の規定により診察又は処置を受けさせた場合を除き、事業者は、労働者が特別有機溶剤等により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したときは、速やかに、当該労働者に医師による診察又は処置を受けさせなければならない。</u> <u>3 前項の規定は、第38条の8において準用する有機則第3条第1項の場合における同項の業務については適用しない。</u>	151	下から 7行目以 降	<u>2 事業者は、特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務の一部を請負人に請け負わせる場合において、当該請負人に対し、特定化学物質が漏えいした場合であつて、当該特定化学物質により汚染され、又は当該特定化学物質を吸入したときは、遅滞なく医師による診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならない。</u> <u>3 第1項の規定により診察又は処置を受けさせた場合を除き、事業者は、労働者が特別有機溶剤等により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したときは、速やかに、当該労働者に医師による診察又は処置を受けさせなければならない。</u> <u>4 第2項の診察又は処置を受けた場合を除き、事業者は、特別有機溶剤等を製造し、又は取り扱う業務の一部を請負人に請け負わせる場合において、当該請負人に対し、特別有機溶剤等により著しく汚染され、又はこれを多量に吸入したときは、速やかに医師による診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならない。</u> <u>5 前二項の規定は、第38条の8において準用する有機則第3条第1項の場合における同項の業務については適用しない。</u>